

## 明治初年石徹白神仏分離騒動について

○郡上県（藩）への神祇官と大蔵省の示達

結局大蔵省の方針はどうだったのかを『八幡町史の資料編1』で調べてみた。

### 石徹白社人内論争論につき社農引分方伺

郡上藩管内 越前国大野郡石徹白社人 桜井常成 他51人

右の者共先般神仏混淆引分の儀仰出られ候付、社人共元来僻遠の者にて性質頑愚にして、自然社中入連れ旨意両端と相成り、右52人は別紙印願書の通り社人相続願い出し申し候。

同国同郡同所 社人須甲議右衛門 他119人

右の者共よりも前条同断に付、別紙印願書を以て帰農納税の儀願申しだし候。右石徹白と申す所は加州白山の麓にて僻陬幽邃の土地にて闔戸社人と相唱え、前より吉田家へ付属社務相続仕り来り前々より除地と相成り無税無役の地に御座候。しかる所御一新につき、神仏御引分け除地取り調べ等御仰せ出でられ候故、愚昧の私情より内輪争論相発し、おいおい理解等申し聞かせそうらえども一理これある申し立てにつき、藩庁限り処置も相成かね申し候。尤も神仏混淆とは申しながら従来吉田家付属にて神事には狩衣淨衣等をも相用い、平生も帶刀いたし來し神社には相違これなく、さりながらもとより僧泰澄白山開始いたし候ことにつき、前より純粋の神道とも申しがたく仏体等もこれ有るべきことと存じ奉り候。よって双方の願意に任せ社人望みの者へは社人申しつけ、帰農願いの者へは帰農申しつけ、判然社農引分け申したく存じ奉り候。ついては神祇掛かりの者指遣、神仏篤と相改めさせ、仏体仏具取り除き候上、仏体等は口印願意に相任せ申すべくべきや。亦は最寄り寺院へ相渡し宗法をもって取り扱わせ申すべきや。それぞれ窺い奉り候、右万一窺の通り御指図下され候はば、土地人民引分け租税等の儀は民部省へ相窺うべき心得に御座候。よって別紙願書二通差し添えこの段窺い奉るべき旨知事申しつけ越候。

以上 郡上藩公用人 戸川 済 明治3年6月2日

（神祇官の示達）

書面に石徹白の儀元来の仏地と心得候は、本末顛倒の儀につき、速やかに仏堂仏具等取り除き清浄の地に致すべし。かつ社人帰農願い候分は聞き届け申す、地方及び人民は地方官の管轄勿論の事。

附いては社人共より差出候書面のうち泰澄靈社の儀は不都合につき堂宇等取り除き申すべき事。

### 旧管下石徹白村貢租伺（外二点）

（大蔵省の示達）

昨（年）明治三年六月二十日（1870年7月18日）民部省へ別紙の通り伺書差出候ところ、同月二十五日、石賀租税少佑をもって、別紙の通り御達これ有り候に付、早速検地致すべき所、右石徹白村紛糾これ有り遅延置き致し候うち、当未（ひつじ）四月諸国社寺の朱印地除地の内、境内を除く外一般上地仰せ付けられ云々。御達これあり候に付、当秋実地検査に及び候ところ、田畠合わせて十九町六畝余これあり。立ち毛坪刈り春法いたし候ところ、元来山峠寒地にて北は加賀国白山に接し、東西南には高山立ちそびえ、当年の如き豊熟の年柄にても稻草生い立ち宜しからず、上の分一反につき七斗八升（普通は

1石5斗)、下の分に至りては四斗六升(普通は1石1斗)余にて格外の瘦土に御座候。昨年下民より書き出し候九十八町三反六畝と御座候は田野混淆の地坪にて、前文実地検査の分は現在の田畠の町歩に御座候。これによって当未租税別紙取り調べの通り取り立て申すべきや伺い奉り候。尤も差向い候儀につき、至急御指揮願い奉り候。以上

大蔵省へ 略

明治四年十二月八日

明治三年六月二十日(1870年7月18日)佐久間少祿方に落手。ただし別紙の神祇官への伺い御附紙と、済写帳(処理済み控え帳)を添えて提出します。(この部分は現代語訳にしました)

当藩の管轄内である越前国大野郡石徹白の件は、闔村(こうそん)社人のみにて、往古より無税無役の土地でしたが、今般、社人の相続または帰農による納税について、両端(帰農と社家側双方)からの嘆願書が出されており、藩庁限りでの処置が難航しておりました。そのため、神仏分離の方針に従い、別紙の通り神祇官へ伺いを立てたところ、御附紙の通り御指示をいただきました。

これにより、帰農を承知した場所については、検地を行った上で近隣の村に照準(基準)を合わせ、租税高(税額)を算定した上で、改めて大蔵省へお届け申し上げるという心得(対応方針)で宜しいでしょうか。別紙の写しを添えて、この段伺います。以上

民部省へ 明治3年6月20日 郡上藩公用人 戸川 濟

前同月二十五日民部省へ御呼び出があり、石賀租税少佑を以て左の廉々御尋問これあり。

去る二十日、相窺いのその管内、石徹白社人のうち帰農を希望する者は検地の上税金を徴収するという件については、一体石徹白のことは社人共の所有地には有るまじく、石徹白神社付属の地にこれ有るべし。そうであるならば、帰農の向きより納税これ有る上は、自然社務入用減って、不都合になるということについての事。

一、右石徹白幽邃雪国といえども闔(全)村百七十人の社人共、以前より社務を相続してきたは山間田畠等これあり、いずれか生産之穀類ヲ以て生活相立居候儀これあるべし。これによって総体検地の上、田畠総高明詳取調差出すべき事。

ただし、本文年々社務入用の大槻並びに日頃村高帳に添え差し出し候付録にこれ有り。

九八町三反六畝のうち社人共銘々配当致ところの田畠高、区別等巨細に取り調べこれまた差し出すべきこと。

二、諸藩の管轄地で、もともと朱印や社寺領、その他高に応じた除地等、今般御規則御改正にしたがって、朝廷お手当これ有り租税等残らず朝廷へ上納の事に相成り、近々ご布令が有るはず。然れば右石徹白の件も総取り高を調べ差出し、除地と相定め候上は前文諸藩の除地同様にするよう

に。

越前国大野郡

田畠合わせて十九町七反六畝十八歩

石徹白村

取り米二十石四斗六升四合

内訳

(上) 田一町二反五畝二歩 反に付 一斗五升取り

(中) 田一町一反五畝一五歩 反に付 一斗三升取り  
 (下) 田四町七反五畝一五歩 反に付 一斗一升取り  
 (下下) 田二町三反六畝二二歩 反に付 九升取り  
 (上) 畑六反七畝二八歩 反に付 一斗三升取り  
 (中) 畑三町二反八畝一四歩 反に付 一斗一升取り  
 (下) 畑四町一反九畝一一歩 反に付 九升取り  
 (下下) 畑二町一反九畝一一歩 反に付 七升取り  
 外に 六斗一升四合 右口米

表計算したもの

1870	明治三年	町	反	畝	歩	歩の割合	面積(反)	斗代	取米石	見積斗代
石徹白	上田	1	2	5	2	0.067	12.067	1.5	1.810	0.78
検地	中田	1	1	5	15	0.500	11.500	1.3	1.495	
	下田	4	7	5	15	0.500	47.500	1.1	5.225	0.46
	下下	2	3	6	22	0.733	23.733	0.9	2.136	
	合計	8	13	21	54	1.067	71.067		10.666	
	上畑	0	6	7	28	0.933	6.933	1.3	0.901	
	中畑	3	2	8	14	0.467	32.467	1.1	3.571	
	下畑	4	1	9	11	0.367	41.367	0.9	3.723	
	下下	2	0	8	1	0.033	20.033	0.7	1.402	
	合計	9	9	32	54		100.800		9.598	
	田	9	5	2	24			石	20.264	
	畑	10	2	3	24			外に	0.614	
	合計	19	7	6	18	⇒合っている			20.878	
						実際の取米(税)	20.464			

## 大蔵省の示達

書面貢租取り立ての件、聞き届け候条、十九町七反歩余の分、相当の石盛取り調べに当たり未だより高入りの件相伺の分、不毛の場所は、来る申年に至り実地検査の上適宜の税収吟味を遂げ伺出すべきこと。

明治4年12月20日

大蔵大輔 井上薰

大蔵少輔 吉田清成